

どうなる!? 消費税の軽減税率制度 第6回



税理士 友松 悦子

税理士 ● 社長、御社はカフェの経営をされていますよね。基本的には標準税率が適用されますが、弁当の販売や公園等での出張販売もされているので、税率について確認しておいたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

社長 ● ええっ!? 全部、標準税率だと思っていましたが、軽減税率になることもありますか?

税理士 ● はい。カフェのランチメニューを容器に入れて、持ち帰り弁当にした場合は、単なる飲食料品の販売に該当しますから、軽減税率になります。ただし、そのお弁当をお客様が店内で食べる時には標準税率になります。

社長 ● うわっ、難しいですね。違いは何ですか?

税理士 ● 違いは、飲食料品の販売であるのか、飲食料品を飲食させる役務の提供、つまり食事の提供であるのか、ということになります。結局はお客様に店内で食べるか、持ち帰るかの意思確認をしていただき、持ち帰りの場合だけが軽減税率と判断します。

社長 ● お客様にお聞きして、それで判断すればいいのですね。ちょっと安心しました。

税理士 ● きっと大丈夫だと思います。次に、キッチンカーで公園や広場などに行かれて、カレーやパスタ、飲み物などを販売される場合についてです。

社長 ● 月に1回はキッチンカーで出張販売していますね。

税理士 ● そのときの飲食の状況ですが、その販売したカレーなどをお客様はどのようにして食べていらっしゃいますか?

社長 ● 主催者があるイベントの場合は、主催者が準備したテーブルと椅子のところへ持って行って食べていらっしゃいます。また、主催者がいない場合などは、その辺のベンチやお客様が持ってきたシートの上で食べていらっしゃいます。

税理士 ● そうすると、前者の場合は食事の提供を行うものであることから標準税率になります。後者は、飲食料品の販売に該当し軽減税率となります。

社長 ● これはまたややこしいですね。何か基準はありますか?

税理士 ● はい。判断の基準は、テーブル、椅子、カウンターなどの飲食させるための設備の有無がポイントです。設備を自ら設置している場合と、自ら設置していないけれども設備設置者から使用許可等を受けている場合には、食事の提供となり標準税率が適用されます。これに対し、設備がない場合と、あったとしても誰でも自由に使用できるような場合には、飲食料品の販売に該当し、軽減税率となります。

社長 ● なるほど。これなら判断できると思います。

《ポイントの整理》

- ★飲食店が、店内飲食で食事の提供をする場合は標準税率の適用。持ち帰り弁当を販売する場合は飲食料品の販売であり軽減税率の適用。
- ★屋台やキッチンカーなどでの販売について、標準税率の適用が軽減税率の適用かは、次により判断。

標準税率の適用となる場合

- ① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合
- ② 自ら設置はしていないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合

軽減税率の適用となる場合

- ① テーブル、椅子、カウンター等がない場合
- ② テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合

Communication

* 2018年後期B + 2019年前期A 大阪教室申込み受付中 *

実力派を目指すあなたのための—— 納税協会の「総務管理者養成講座」

詳しくは各納税協会のホームページ  をクリック!
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

講義コース『大阪教室 夜間コース』

開催日時 2018年後期B 9月25日(火)～11月6日(火)
+
2019年前期A 4月2日(火)～5月23日(木)
(18:30～20:30、計54時間 27日間)

会場 納税協会連合会 研修センター
(大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館大同生命ビル10階)

通信コース・e-通信コース・通信セレクト・e-通信セレクト 常時受け付けています。

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)	講義コース(大阪・神戸教室) (納税協会会員)	一般
	65,880円	76,680円
	// (一)	// (一)
	通信コース・e-通信コース (納税協会会員)	63,720円
	// (一)	// (一)
	通信セレクト・e-通信セレクト (納税協会会員)	12,960円(※)
	// (一)	// (一)

※ 履修科目①～⑥の1科目についての受講料です。
通信セレクト・e-通信セレクトでは、学習したい科目を1～3科目まで選んでいただけます。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内

平成30年版 源泉所得税取扱いの手引
Web版 サービス付き
公益財団法人 納税協会連合会 編
課税対象が多岐にわたり、数多くの関係法令及び政省令、個別通達等から構成されている源泉所得税について、所得の種類別に法令、通達等をわかりやすく体系的にまとめて収録。 ■B5判1,080頁 / 定価: 本体 4,400円 + 税

平成30年版 平成30年度税制改正関連法令等対応の最新版
図解・業務別 会社の税金実務必携
公認会計士・税理士 溝端浩人・妙中茂樹・山本敬三 編著
税理士 松本栄喜 公認会計士・税理士 城 知宏
日常的な会社税務、決算対策、特別な事案、社長個人の税金など経営の視点を織り混ぜて解説! 巻末には総合計算例も収録。 ■B5判400頁 / 定価: 本体 3,200円 + 税

平成30年版 STEP式 法人税申告書と決算書の作成手順
税理士 杉田宗久・岡野敏明 共著
実務上、同時進行の形で作成される申告書と決算書に着目し、日常の経理業務から決算業務、申告書作成業務を、各々の関連を示しながら作成手順に従い具体例をもって解説。 ■B5判416頁 / 定価: 本体 3,000円 + 税

平成30年版 対話式 法人税申告書作成ゼミナール
公認会計士・税理士 鈴木基史 著 【別冊図解付き】
法人税の申告書を「自力で書けるようになる」ための一番わかりやすい申告実務の入門書! ■B5判264頁 / 定価: 本体 3,000円 + 税

平成30年 8月改訂 路線価による土地評価の実務
公認会計士・税理士 名和道紀 税理士 長井庸子 共著
路線価図・評価倍率表の見方、計算方法をはじめ、土地の評価全般、評価明細書の書き方など、豊富な具体事例で初心者にもわかるように解説。 ■B5判400頁 / 定価: 本体 2,200円 + 税

◆お求めはお近くの納税協会へ